

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊谷市 小林 哲也

市町村名 (市町村コード)	熊谷市 (11202)
地域名 (地域内農業集落名)	奈良地区 (上奈良、下奈良、中奈良、奈良新田、四方寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月2日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 農業者65名（認定農業者47名、利用者18名）
- ・ 地区内の農地面積に占める田の割合は約67%で米麦の二毛作が行われている。畑では、麦のほかに大豆や露地野菜が栽培されている。
- ・ 地区内の遊休農地は約1.7ha。
- ・ 奈良地区では法人3社の担い手をはじめとして大・中・小規模の担い手が揃っている。
- ・ 農地中間管理事業を利用した農地の貸借が行われており、集積集約の動きもみられる。
- ・ 圃場の条件の良い水田などは担い手が十分にいるものの、畑や未整備地の水田などでは担い手の確保が難しく、保全管理や遊休農地となっている。
- ・ 二毛作地帯であるため、麦から稲への転換期では取水が困難な圃場ができてしまい、問題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 米麦中心の二毛作を今後も継続。
- ・ 農地中間管理事業を利用し引き続き農地の集積集約を進める。
- ・ 法人等による担い手の育成を行い、次代の担い手を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	441.34 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	441.34 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を対象とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を利用し引き続き集積集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業を担えなくなった場合、農地中間管理機構へ農地を貸し付ける。 現在利用権で契約を行っている農地は更新のタイミングで順次農地中間管理事業へ移行していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じてパイプラインの更新、増設等について検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
大字単位などで法人の設立を行い、人材育成を行う。 担い手育成塾などで米麦の新規就農者を招き入れる取組を市や県などと一体となり取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				